

## 市場使用料あり方検討委員会設置要綱

	平成21年6月23日	21中管財第162号
改正	平成22年7月16日	22中管財第219号
改正	平成22年11月16日	22中管財第424号
改正	平成23年8月8日	23中管財第271号

### (目的)

第1 東京都中央卸売市場の市場使用料のあり方について、専門的な調査、検討を行うことを目的とし、市場使用料あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2 委員会は、市場使用料のあり方について検討を行う。

### (組織)

第3 委員会は委員25名以内をもって構成する。

2 1の委員のほか、特別の事項を調査、検討するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、中央卸売市場長（以下「市場長」という。）が学識経験者等の中から委嘱する。

### (委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (委員の責務)

第5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委員の職を退いた後も、同様とする。

### (委員長及び副委員長)

第6 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により、選任する。

3 委員長は委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (委員会の運営)

第7 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会は公開で行うものとする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。
- 4 委員会の会議録等は、公開するものとする。ただし、委員会が非公開の場合を除く。
- 5 委員会において検討すべき事項につき、細目の調査研究その他必要があるときは、委員長はワーキンググループを置くことができる。

(報償費及び費用弁償)

第8 委員に対して、報償費を支給することができる。

- 2 委員に対して、実費弁償として旅費を支給することができる。ただし、近接地内については、支給対象としない。

(幹事)

第9 委員会の調査・検討を補佐するため幹事を置く。

- 2 幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(事務局)

第10 委員会の庶務は、管理部財務課において処理する。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

附則

この要綱は、平成21年6月23日から施行する。

附則(22中管財第219号)

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附則(22中管財第424号)

この要綱は、平成22年11月16日から施行する。

附則(23中管財第271号)

この要綱は、平成23年8月8日から施行し、改正後の別表(第9関係)の規定は、平成23年8月1日から適用する。

別表（第9関係）

幹 事	管理部長
	事業部長
	市場政策担当部長
	担当部長〈特命〉
	新市場事業推進担当部長
	管理部財政調整担当課長
	その他委員長が必要と認めるもの